平成２３年（フ）第８０５６号
大阪府寝屋川市堀溝北町７番12号、前住所大阪府交野市妙見坂７丁目５番４号
債務者　石田　正一
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８６５６号
大阪府高槻市西冠１丁目25番10―203号
債務者　廣瀬美惠子
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１５６号
大阪府枚方市三栗２丁目18番10号、住民票上の住所京都府宇治市広野町尖山２番地の236
債務者　中嶋貴美代
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２１３号
大阪市住吉区杉本１丁目２番１―302号
債務者　ソレーユ・ニットこと　中谷　眞志
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２２５号
大阪市東成区大今里南６丁目24番20号　西田マンション401号、前住所大阪市東成区深江南１丁目11番11号　ビーラックビル406号
債務者　美谷　吉孝
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２３１号
大阪市住吉区苅田４丁目７番４―606号
債務者　上田　恭子
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３０４号
大阪市生野区田島５丁目11番19号　長谷川ハイツ201号、前住所大阪府岸和田市土生町1284番地の１　古石ハイツ201号
債務者　東　沙也加
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３３７号
大阪市住吉区長居東２丁目15番４―512号
債務者　ティーシージー（ＴＣＧ）こと　富松　一夫
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７４９号
大阪府吹田市元町４番７号
債務者　土岐　眞弓
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８１９号
大阪市東住吉区湯里５丁目13番７―412号
債務者　森　　慎輔
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８２６号
大阪市平野区瓜破西１丁目５番２―303号
債務者　長田惠美子
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８２９号
大阪市城東区鴫野東３丁目２番16号
債務者　藤田　史絵
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８３４号
大阪府箕面市船場西２丁目23番７号、前住所大阪府岸和田市別所町３丁目29番22―105号
債務者　木下　　清
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８３９号
大阪市住吉区我孫子１丁目９番18号
債務者　松本　健吾
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１５３２号
大阪府松原市阿保１丁目18番13号
債務者　佐藤友美子
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１７０７号
大阪府松原市田井城２丁目３番１―402号
債務者　幸山ひかる
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１７４４号
堺市中区学園町４番21号、前住所堺市東区菩提町３丁39番地65
債務者　松尾　眞二
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１７５４号
堺市堺区大浜南町１丁３番８号
債務者　玉川紀子（旧通称名光山紀子）こと　全　　紀子
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係